

○国立大学法人筑波大学研究者の卵サポート基金細則

〔令和2年11月26日〕
法人細則第26号
改正 令和6年法人細則第12号
令和7年法人細則第10号

国立大学法人筑波大学研究者の卵サポート基金細則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学基金規則（平成22年法人規則第40号）第4条第1項に基づく特定基金として、研究者の卵サポート基金を置く。

(目的)

第2条 研究者の卵サポート基金は、学生及び不安定な雇用状態にある研究者（博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち任期を定めて雇用され研究業務に従事しているものであって、教授、准教授、講師、助教、助手、特別招聘教授、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助教（奨励）でないものをいう。次条において同じ。）に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 研究者の卵サポート基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公募により採択されたプロジェクト等において、学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する費用その他の費用であって研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院の学生又は不安定な雇用状態にある研究者の専門分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野等の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(使用の制限)

第4条 研究者の卵サポート基金に対して拠出された寄附金は、前条に掲げる事業に使用するものとする。

(運営費)

第5条 研究者の卵サポート基金の運営費は、寄附金等をもって充てる。

(管理)

第6条 研究者の卵サポート基金の管理は、他の寄附金とは独立して行う。

(事業年度)

第7条 研究者の卵サポート基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

(事務)

第8条 研究者の卵サポート基金に関する事務は、事業・ファイナンス局事業・リレーション推進室が、研究推進部及び学生部と連携して行う。

(雑則)

第9条 この法人細則に定めるもののほか、研究者の卵サポート基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令6.3.28法人細則12号)

この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令7.3.27法人細則10号)

この法人細則は、令和7年4月1日から施行する。